

令和4年神審第12号

裁 決

モーターボートAモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官高木省吾出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年5月16日08時05分

滋賀県琵琶湖南部

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA モーターボートB

| | | |
|-------|----------|----------|
| 総トン数 | 1.0トン | 0.5トン |
| 登録長 | 5.30メートル | 4.31メートル |
| 機関の種類 | 電気点火機関 | 電気点火機関 |
| 出力 | 147キロワット | 44キロワット |

3 事実の経過

Aは、船体ほぼ中央に操舵区画を設け、同区画に舵輪、魚群探知機、GPSプロッター2台等をそれぞれ備えたFRP製モーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、釣り競技会に参加する目的で、船首0.4メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和3年5月16日06時00分滋賀県大津市堅田所在のマリーナを発し、同競技会の集合会場となっていた同市苗鹿所在のマリーナ（以下「苗鹿マリーナ」という。）に向かった。

ところで、釣り競技会は、約70隻のバスボートが参加して苗鹿マリーナ東方沖合約800メートルのところをスタート地点とし、07時30分以降各バスボートがそれぞれ目的の釣り場に向け、主催者側の担当者の合図により順次発進するものであった。

a受審人は、06時30分苗鹿マリーナに到着し、釣り競技会参加のための手続き等を終えたのち、前示スタート地点に移動し、順番がきたことから、08時04分僅か過ぎ琵琶湖南西部の釣り場に向けて発進した。

a受審人は、08時04分半僅か前大津市苗鹿に所在する標高86メートル山頂（以下「苗鹿山頂」という。）から107度（真方位、以下同じ。）880メートルの地点で、針路を214度に定め、毎時47.3キロメートル（以下「キロ」という。）の速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、定針したとき、右舷船首47度710メートルのとこ

ろに、Bを初めて認め、08時04分半苗鹿山頂から116度850メートルの地点に達したとき、Bが右舷船首47度530メートルのところとなり、その後、同船が前路を左方に横切り衝突のおそれがある態勢のまま接近する状況となったことを認めたが、スタート地点から発進したバスボートに対し、航行中の他船が接近することはなかったことから、Bも自船に接近することはないものと思い、直ちに停止するなど、同船の進路を避けなかった。

こうして、a受審人は、同じ針路、速力で続航し、08時05分僅か前右舷船首至近となったBに、衝突の危険を感じ、左舵をとり、機関を中立運転としたものの、及ばず、08時05分苗鹿山頂から142度880メートルの地点において、Aは、船首が158度を向き、毎時15.0キロの速力となったとき、その船首部がBの左舷船尾部に後方から29度の角度で衝突した。

当時、天候は曇りで風力1の西風が吹き、視界は良好であった。

また、Bは、船体中央やや後方に操舵区画を設け、同区画に魚群探知機、GPSプロッター等をそれぞれ備えたFRP製モーターボートで、b受審人が1人で乗り組み、釣りの目的で、船首0.3メートル船尾0.7メートルの喫水をもって、同日08時00分大津市所在のマリーナを発し、琵琶湖南西部の釣り場に向かった。

b受審人は、左舷船首方に釣り競技会のスタート地点を順次発進しているバスボートを認めたのち、前示釣り場に向けて東行し、08時04分苗鹿山頂から193度210メートルの地点で、針路を129度に定め、毎時46.0キロの速力で、手動操舵によって進行した。

b受審人は、前示スタート地点を発進した1隻のバスボート（以下「第3船」という。）が右方に航過した際、操縦者の帽子が飛ばされたため、同船の動向に注視しながら続航し、08時04分半苗鹿山頂

から151度510メートルの地点に達したとき、左舷船首48度530メートルのところにAを視認することができ、その後同船が前路を右方に横切り衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、第3船の動向に気をとられ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、b受審人は、直ちに停止するなど、衝突を避けるための措置をとることなく進行し、Bは、原針路、原速力のまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、右舷船首船底外板に亀裂を伴う擦過傷を、Bは、左舷船尾部外板に亀裂を伴う擦過傷等をそれぞれ生じたが、のちにいずれも修理され、b受審人が頸椎捻挫等を負った。

(航法の適用)

本件は、琵琶湖南部において、南下中のAと東行中のBが衝突したもので、滋賀県が琵琶湖及び瀬田川洗堰から上流の瀬田川における水上交通の安全確保等を目的として定めた滋賀県琵琶湖等水上安全条例（以下「安全条例」という。）によって律することになる。

安全条例第3条第2項には、「動力船が互いに進路を横切る場合であって、衝突のおそれがあるときは、他の動力船を右舷側に見る動力船は、他の動力船の進路を避けなければならない。」旨の航法が規定されている。

両船は、航行中の動力船に該当し、互いに進路を横切り衝突のおそれがある態勢で接近して衝突に至ったものであるが、横切りの見合い関係が成立したのは、衝突の30秒前で、そのときの両船間の距離が530メートルで、両船の船体の長さ及び当時の速力から考えると、衝突を避けるための動作をとるのに必要な時間的、距離的余裕があると認められ

ることから、安全条例第3条第2項によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、琵琶湖南部において、両船が互いに進路を横切り衝突のおそれがある態勢で接近した際、南下するAが、Bの進路を避けなかったことによって発生したが、東行するBが、見張り不十分で、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、琵琶湖南部において、釣り場に向けて航行中、Bが前路を左方に横切り衝突のおそれがある態勢で接近する状況となったことを認めた場合、直ちに停止するなど、同船の進路を避けるべき注意義務があった。しかるに、同人は、Bは自船に接近することはないものと思い、同船の進路を避けなかった職務上の過失により、Bとの衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせ、b受審人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人は、琵琶湖南部において、釣り場に向けて航行する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、第3船の動向に気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、Aが前路を右方に横切り衝突のおそれがある態勢で接近することに気付かず、衝突を避けるための措置をとらずに進行して同船との衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせ、自身が負傷するに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年3月23日

神戸地方海難審判所

審判長 審判官 池田博美

審判官 下條正昭

審判官 前田昭広